

社会福祉法人三光会役員報酬規程

(目的)

第1条 理事長は、社会福祉法人三光会の経営責任者である。これまでのように無報酬でありながら法人代表として経営責任を負わなければならないという非常に不明瞭な立場から、報酬規程を定め報酬を支払うことで、理事長の職責を明確にするものである。なお、役員報酬の対象は理事長のみとする。

(職務)

第2条 理事長の職務は次のとおりとする。

- (1) 法人の理念、大綱等の策定
- (2) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の招集
- (3) 法人資産・財産の管理
- (4) 会計等を通じて経営状況の把握と事業計画、経営方針の決定
- (5) 人事、給与等賃金に関する決裁
- (6) 100万円を超える物品購入、支払いに関する決裁
- (7) 法人が締結する契約全てについての決裁
- (8) 誠心園及び町田誠心園・大野北誠心園の施設長に対する教育、指導
- (9) その他、経営状況に大きく関わると理事長が認めた事項についての決裁

(職務遂行の場所)

第3条 理事長は、第2条に掲げる職務遂行のために、社会福祉法人三光会が経営する特別養護老人ホーム誠心園及び町田誠心園・大野北誠心園に必要な時に出勤する。

(報酬の支払い)

第4条 報酬額を別表にて月額で定め、月末締め翌月20日支払とする。役員賞与の支給はない。

(報酬の改定)

第5条 法人の業績によって報酬の改定を行うことが出来る。

2 改定は毎年1回、決算月の3ヶ月後に実施する。

(出勤の確認)

第6条 出勤簿は誠心園の施設長が管理する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

別表

月額700,000円を超えない範囲とする。